

令和7年度 郡山市次世代自動車導入補助金

地球温暖化対策の推進を図るため、走行時に温室効果ガスを排出しない次世代自動車の導入に補助金を交付します。

申請期間：令和7年4月18日(金)から
令和8年3月13日(金)まで

※ 先着順です。補助金額が終了した場合は、期間内であっても募集を締め切ります。

※ 書類は直接、環境政策課窓口へお持ちください。(郵送不可)



補助の要件については、
裏面をご覧ください。



① 燃料電池自動車

補助上限 200,000円

② 電気自動車(普通自動車)

※ プラグインハイブリッドを除く

補助上限 100,000円

③ 電気自動車(軽自動車)

※ プラグインハイブリッドを除く

補助上限 50,000円

問合せ 郡山市環境政策課 TEL:024-924-2731

詳しくはウェブで【郡山市公式ウェブサイトで「次世代自動車」と検索】

詳しくはこちら



【窓口時間】土・日・祝日・12/29～翌年1/3を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

申請に伴うチェックリスト

詳細は、「郡山市次世代自動車導入補助金交付要綱」を御確認ください。

補助対象者・補助対象設備について

- ☐ 市内に住民票がある個人又は市内に事業所等を有する法人・個人事業主である。
(リース事業者の場合は、上記に対してリース販売を行う。)
- ☐ 自動車検査証の初度登録日が令和7年3月1日から令和8年2月28日までの期間である。
- ☐ 購入車両が車両の販売促進活動に使用されない。
- ☐ 郡山市税を滞納していない(リースの場合は使用者も含む)。
- ☐ 他の地方公共団体の補助金等の交付を受けていない(国、福島県からの補助金等の交付は可)。
- ☐ 暴力団関係者等ではない。
- ☐ 【リースの場合】リース期間が4年間以上である。
- ☐ 【リースの場合】補助金額以上がリース料から値引きされる。
- ☐ 【法人・個人事業主の場合】地方自治法施行令に基づく一般競争入札の参加者の資格がある。
- ☐ 【法人・個人事業主の場合】会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない。

申請に必要な書類について

- ☐ 郡山市次世代自動車導入補助金交付申請書(第1号様式)
- ☐ 事業報告書(第2号様式)
- ☐ 収支決算書(第3号様式)
- ☐ 同意書兼誓約書(第4号様式) ※リース事業者が申請する場合は、使用者分も含む。
- ☐ 自動車検査証の写し
 - ☐ 「自動車検査証(小さいもの)」と「自動車検査証記録事項」の2枚がある。
 - ☐ 「自家用・事業用の別」が「自家用」である。
 - ☐ 「使用者」が市内に住民票がある個人又は市内に事業所等を有する法人・個人事業主である。
 - ☐ 「使用の本拠の位置」が市内である。
 - ☐ 【リースの場合】「所有者」は申請者である。
 - ☐ 【電気自動車の場合】「燃料の種類」が「電気」のみである(プラグインハイブリッドではない)。
 - ☐ 【燃料電池自動車の場合】「燃料の種類」が「圧縮水素」又は「圧縮水素・電気」である。
- ☐ 売買契約書(注文書)の写し
 - ☐ 申請者本人が契約者である。
- ☐ 申請者による購入代金「全額」の支払いが分かるもの(領収書・振込証明書・ローン契約書(申込書不可)等)の写し
- ☐ 申請者名義の補助金振込先金融機関の通帳の写し
(金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人が分かるもの)
- ☐ 【使用者が法人・個人事業主の場合】自動車検査証の「使用の本拠の位置」が分かる書類の写し
※会社パンフレット、法人の登記事項証明書、公共料金の領収書等
- ☐ 【リースの場合】貸与料金の算定根拠明細書(第5号様式)
- ☐ 【リースの場合】リース契約書の写し
- ☐ 修正液を使用していない。
- ☐ 訂正の場合、二重線で訂正印又は法人代表者本人のサインがある。
※書類に捨印が無い場合、訂正の必要が生じた際は書類をお返しすることがあります。